



消費者教育推進大使
コアラのハッピー

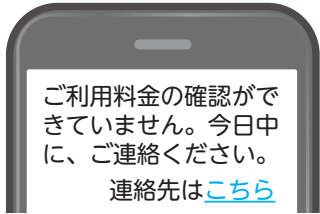
くらしのほっと通信

P1	契約の基本
P2-3	若者に多い相談事例
P4	ウェブサイト・法律相談のご案内

若者の相談が増加しています

消費者トラブルは他人事だと思いませんか？
トラブルに関する知識と普段のちょっとした心がけがあれば、被害につながらない、もしくは、被害に遭いそうになっても対処ができます。

たとえば、「架空請求のメールが来た」とき…



連絡すると、お金を請求されるなど被害につながります。

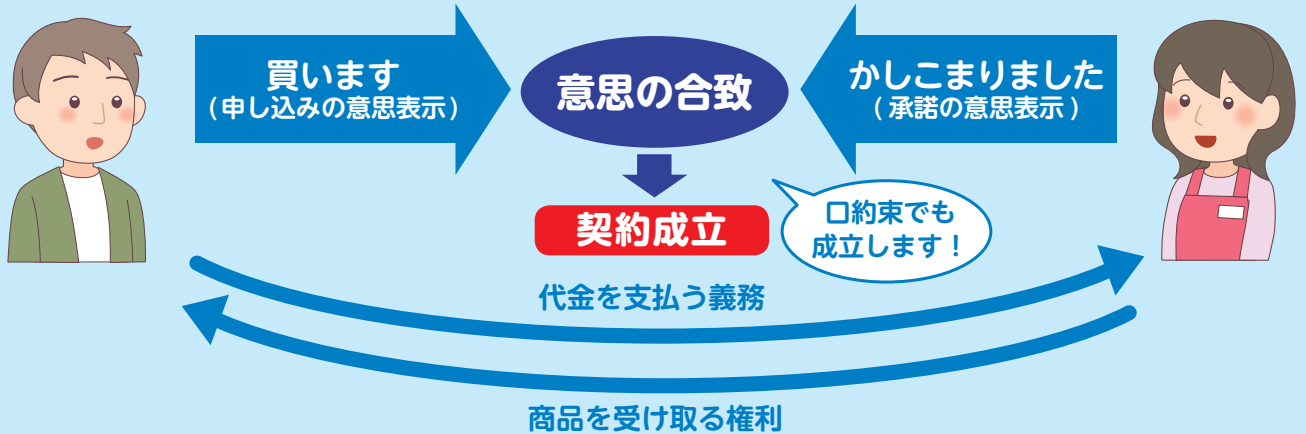
- 同様のトラブル事例を知っている
 - 自分のお金の管理ができています
- 身に覚えのない請求なので、無視すれば良いと判断できる

あなたはできていますか？

- 相談できる家族や友人がいる。
- 銀行口座、クレジットカード、キャリア決済などの収支をチェックしている。
- お金を払う前に、もう一度「これでいいか」考えている。
- 利益が出るしくみを考えることができる。
- 友達の勧めでも、いらない時は断れる。
- 契約の基本やクーリング・オフ制度、クレジットカードのしくみなどについて知っている。

契約の基本

契約は「申し込み」と「承諾」という意思表示の合致で成立します。
いったん成立した契約は、一方的にやめることはできません。十分に検討して契約しましょう。



インターネット通販では…
最終確認画面（注文に必要な事項を入力したのちに現れる画面）が「申し込み」、注文確定画面（メール）が「承諾」の意思表示です。

返品や解約ができるのは特別な場合です

1. クーリング・オフ制度が適用される場合
2. 通信販売で返品できると書いてある場合
3. 相手と解約の合意ができた場合
(ただし、キャンセル料や損害賠償を求められることがある) など

※商品が壊れているような場合は、修理・交換を求められます。

クーリング・オフ

訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供（エステ、英会話教室など）、マルチ商法などで契約した場合に、一定期間内に通知を出せば無条件で契約を解除できる制度。受け取った商品を返し、支払ったお金は返金される。

●ネット通販で注文し、入金したのに商品が届かない



ようやく在庫を見つけた！
値段もこっちの方が安い♪

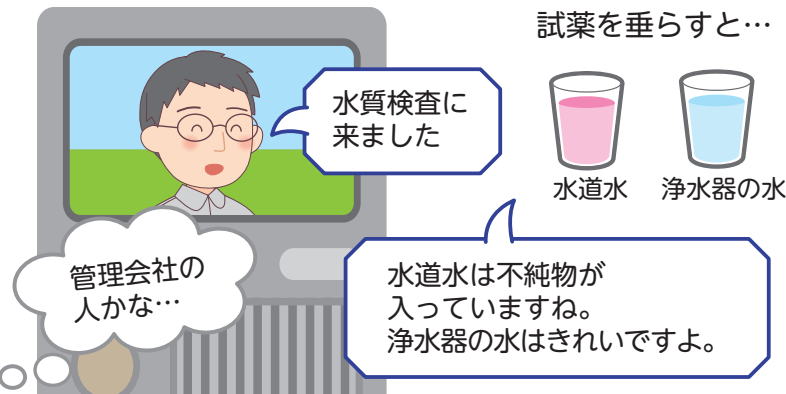
➡ 指定された個人名義の口座に代金を振り込んだが、商品が届かない。電話すると、別の会社だった。

消費者をだまし、お金を振り込ませる詐欺的なサイトです。個人名義の銀行口座には振り込まないようにしましょう。

こんなサイトは要注意！

1. そのサイトだけ在庫がある
2. 他のサイトより安い
3. 販売店の住所が実在していない
4. 代表者名が書かれていない
5. 銀行振込しか選べない
6. 振込先の口座名義が個人名

●管理会社だと思ってドアを開けたら、高額な浄水器を購入することになった

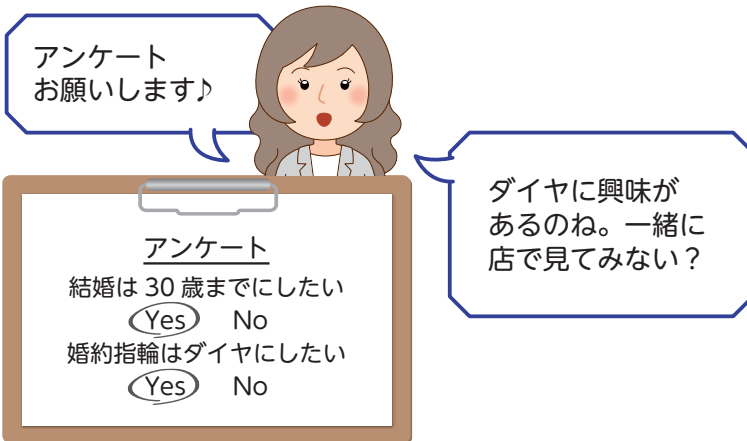


試薬を垂らすと…

➡ ローンを組んで40万円の浄水器を購入したが、よく考えると高額だ。

訪問販売の場合、契約書を受け取ってから8日間はクーリング・オフできます。突然の訪問者にはドアを開けずに対応しましょう。

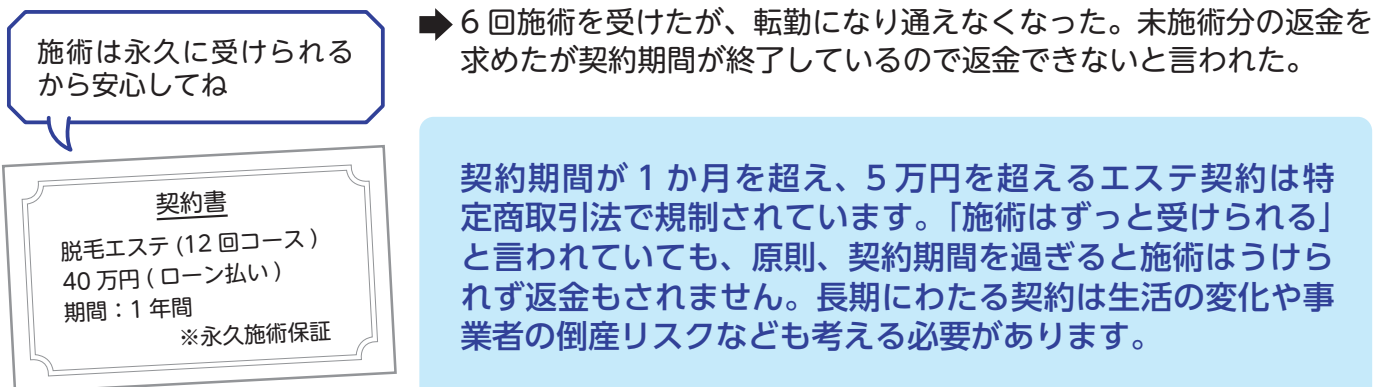
●路上でアンケートに答えたら、ジュエリーの契約をさせられた



➡ 「今から準備が必要だ」などと言われ、90万円のダイヤを契約してしまった。高額なので支払えない。

販売目的を告げずに店舗に誘い出し、契約させられた場合、契約書を受け取ってから8日間はクーリング・オフできます。

●エステのサービス(施術)が残っているのに、返金されない



➡ 6回施術を受けたが、転勤になり通えなくなった。未施術分の返金を求めたが契約期間が終了しているので返金できないと言われた。

契約期間が1か月を超え、5万円を超えるエステ契約は特定商取引法で規制されています。「施術はずっと受けられる」と言われていても、原則、契約期間を過ぎると施術はうけられず返金もされません。長期にわたる契約は生活の変化や事業者の倒産リスクなども考える必要があります。

●副業をするつもりが、サクラサイトに誘導された

スマホで副業を探していたら、「悩みを聞くと報酬を得られる」と連絡があった

- 登録料は 5000 円
- 身分証明のために運転免許証の画像を送って
- 報酬振込先の銀行口座情報の送信のため、5000 ポイント必要 (1pt = 10 円)
- クラウド使用料として、5000 ポイント必要

▶ 報酬を受け取るどころか、次々とポイントを買わされる。

お金を支払わせるための、副業^{あっせん}斡旋業者になりました「サクラ」による手口だと思われます。仕事を始める前に多額の費用が必要になることはありません。すぐにやり取りをやめましょう。また、運転免許証はたとえ画像であっても悪用される可能性があるため、簡単に他人に送らないようにしましょう。

●もうかるはずが、もうからない

写真投稿サイトにDMが来た

- 稼ぐことに興味ある？
- スマホで簡単に稼げる情報があるよ。
- 一緒に話を聞かない？
- お金がないなら借りの方法があるよ。銀行関連の会社だから安心だよ。
- わからないときは相談できるよ。

▶ 説明を聞き、お金を借りて30万円の登録料を支払った。少しやってみたが、もうからない。もうからないと相談すると、「友達を紹介すれば紹介料で稼げる」と言われた。

マルチ商法的な販売方法です。マージンを得るために人を紹介すると、加害者になる可能性もあります。簡単にもうかる話はありません。

●投資用マンションの勧誘を受けて困っている

会社の電話に…

マンション経営をしませんか

今、近くにいるので、会って話をしましょう

興味ありませんけど…

わざわざ出張してきたのに、会わないつもりか！

▶ 一度だけと思い仕方なく会ったら、ますますしつこく勧誘された。

宅地建物取引業法では、不動産購入の再勧誘は禁止されています。毅然とした態度できっぱりと断ることが大切です。

不動産の購入は一生の買い物であり、短期間で決めるものではありません。ライフプランを基に資金計画を立てる必要があります。事業者の言うことだけで判断せず、家族や先輩などの経験者や、不動産や金融の専門家などにも相談して、幅広い視点からよく考えて検討しましょう。



ご活用ください



名古屋市消費生活センターウェブサイト「情報ナビ」

消費生活相談の事例のほか、クーリング・オフの方法や消費生活に関する注意喚起情報などを掲載しています。



名古屋市消費生活センター

情報ナビ

コアラのハッピー



画面左上に
「名古屋市消費生活センター
情報ナビ」と書いてあります！

SNSでも最新の情報を発信しています。



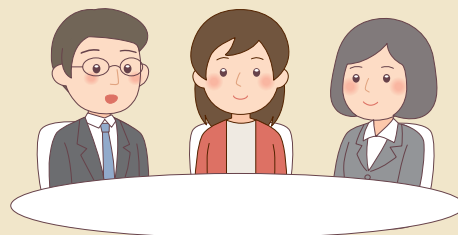
無料法律相談のご案内 (金融商品・若者・高齢者悪質商法特別相談) (サラ金・多重債務特別相談)

- 消費生活相談員による相談後、必要に応じて弁護士や司法書士による法律相談(面接・予約制)をご案内します。相談員が同席します。まずは052-222-9671にお電話ください。

無料法律
相談日時

月～金曜日(祝休日・年末年始
(12月29日～1月3日)を除く)
面談時間:午後1時30分から午後4時

- 相談は無料、秘密は厳守します。



消費生活相談

金融商品・若者・高齢者
悪質商法特別相談

サラ金・多重債務
特別相談

TEL

052-222-9671

受付時間

月～土曜日(祝休日・年末年始を除く)午前9時～午後4時15分
※土曜日は電話相談のみで、来所相談はありません。

対象

市内在住・在勤・在学の方

または

消費者
ホットライン

い や や
局番なしの188

※年末年始を除く毎日
お近くの消費生活
相談窓口につな
がります。

名古屋市消費生活センター

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

TEL:(052)222-9679 FAX:(052)222-9678

URL:https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/

※メールでの相談も受け付けています。
詳しくはウェブサイトをご覧ください。



名古屋市消費生活センター

検索

SNSでも情報発信中!



くらしの情報プラザ

くらしに役立つ幅広い情報を提供しています。

開館時間 月～土曜日 午前9時～午後5時
(祝休日・年末年始を除く)

TEL 052-222-9677



- 地下鉄「伏見」⑥番出口から南へ350m
- 地下鉄「大須観音」④番出口から北へ450m
- ※公共交通機関をご利用ください。

●本誌の内容の無断転載はお断りします。
●このパンフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。